

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Feb. 28th, 1959, No. 324.

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十四年二月二十八日発行（毎月一回三十日発行）
通巻三二四号

關西大學學報

昭和34年2月 第324号



ヒマラヤ杉

關西大學出版部

アメリカにおける

会社寄附と基金募集連盟

—その教育経済学的分析—

羽野路 11

（総務課長兼出版課長）

「一九五四年度カラギエ会社報告」で社長のジョン・W・ガードナー（John W. Gardner）は、「アメリカの人々は大学教育経費の実際を知ることが緊要である。……もしもわれわれが大学教育制度の拡張に賛成するならば、充分裕福な財政的援助を与えることに賛成すべきであらう」（The 1954 Report of the Carnegie Corporation of New York）ある。ところが、これほどの「会社寄附」（corporate giving）の動向があらわれ始めた初期に述べられたものである。

第一次世界大戦後、アメリカの大学教育は財政的危機に直面している、ところどころ大学の経営者や教授たち、特に私立大学のそれから主張せられ、また世論に訴えられて来た。ハーヴィード大学経済学教授シーザー・E・ハリス（Seymour E. Harris）が『われわれは教育にどれだけ支払つてゐるか』（How Shall We Pay For Education?—Approaches to the Economics of Education, 1948）を書いた、この大学教育財政の危機を純経済学的に分析したのは遠く一九四八年のムードだ。これが刺戟され、アメリカ総合大学協会（Association of American Universities）

が主催で、ロックフェラ財团の援助を得て、一九四九年「大学教育財政委員会」（Commission of Financing Higher Education）が設け、大学教育財政の現状及び将来について専門的研究を行い、大学の財政的危機だといわれる所以の諸要因をいろいろな角度から探索追求した。この委員会は一九五二年に解散し、これを受継ぐものとして「教育財政援助審議会」（Council for Financial Aid to Education, Inc.）が、前記大学協会の手を離れて新たに設けられた。「これは教育家によつてではなく、実業家の手で設立された。その費用を賄つるのは単科及び総合諸大学ではなく、最も顕著な諸財團、やねわち、教育奨励基金（Fund for the Advancement of Education）、トルーナム・P・スローン財團（Alfred P. Sloan Foundation）、ジョンソンのカーネギー会社（Carnegie Corporation of New York）、並びに（1947年）一般教育委員会（General Education Board），などである」（Wilson Compton, Corporation Support, in the "Annals of the American Academy of Political and Social Science", 1955, pp. 142-3）。審議会の第一の目的とするところでは、「アメリカの実業、財團及び他の団体等の経営者と所有

者たちや、一般大衆の人々に、大学教育がアメリカの実業の有効性とか、技術とか、成長とか、繁栄とかに、そしてまた、この国の發展に尽して来た、まだ、現在なお残してゐる実質的に価値のある（substantial）貢献について、あらゆる理解をもつて」（ibid.）。

(The Function of the Council for Financial Aid to Education, Inc., Objectives, Policies, Program, 1957, pp. 4-5)。だから、審議会では設立と同時に国内外の数百に及ぶ主要な会社から大学教育財政援助に対する意向や、また單科及び総合諸大学からその財政状況と財政的必要度とに關する詳細な報告を集めるなど、財政援助の代理機関（representative agency）たる役目を果すこととなつた。

かくして大学と産業との間の「理解」は「二路過程」（two-way process）をひいてくる。勿論、このよへな理解を得るための組織的な動きの原動力となつたのは、イリノイ大学長D. R. ハマーの「へんじへんじ」といは「昔の大学の孤立（academic isolation）を破壊しよつむ」、「教育以外の他の説教（forces）が沢山あきかせ」（David D. Henry, Higher Education and the American Public, in "Higher Education and the Society It Serves," 1957, p. 5.）、「やがて今日本社会ににおける大掛かりが「象牙の塔」から遠ざかり（away from the ivory tower）」（大学の機能の変貌の方向）（toward）（Robert J. Havighurst, Higher Education and the Local Community, ibid, p. 57）など由来するべくも思ひが、動因の如何を問わず、兎も角「大学教師と一般公衆との関係の改善は交互作用の過程（reciprocal process）」（ibid.）にて着々「行われてゐる」（Henry, ibid.）。

(註) わが国でも国立大学において、たとい戯論にも

せよ、大学公社 (University Corporation) 論が擡頭するようになった (東京大学新聞第三四九号昭和三十三年十月刊)。「大学公社」についてはまた別の機会に論するであろう。

これらの動向は従来大学の財政的危機を主唱するのが大学または大学関係者の側だけであったのが、次第に世論を喚起し、社会の関心をひくようになり、大学と社会との関係の場 (reference field) を形成することに成功したものといふもの。

11

このように、大学及び大学関係者の側からいわゆる「大学の財政的危機」を開拓しようと努力して来たのであるが、また一方、聯邦政府自らがアメリカ民主主義社会の発達のために大学教育を助成すべきことを奨励したのも見逃すことではある。すなわち、一九四七年十一月発表された「大学教育に関する大統領委員会報告」(A Report of the President's Commission on Higher Education) にも「充分なる財源が個人の側でも、また同様大学の側でも欠けていることが、わが国の必要に応ずる目的をもつ大学教育の望ましいプログラムの達成のため、障害となる生たるものである」と委員会は確信する (ibid, Volume V, Financing Higher Education, p. 2) と述べてゐる。だから、この頃から聯邦政府や州政府から大学教育に対するいわゆる「政府援助」(governmental assistance) が、研究契約 (research contract) とか、補助金とか、または寄附免税の形となつて顕著にあらわれている。(註) この傾向は、現在わが国においても、その萌芽がみとめられる。例えば、産業との研究契約

による提携をその事業の一につける、「日本学術振興財團」(文部省案) や「私大學術振興財團」の構想とか、また東京大学の工学部新館建設にあたり、八幡、富士、日本钢管等十数社がその総工費を出資したこと、大学と産業との提携がみられ、しかもこれは同大学においても戰後初めてのケースとして珍らしがられている。

さわゆる「大学の財政的危機」だと呼称される原因については、ハリス (Harris, ibid, pp. 1~23, 43~50)、大学教育財政委員会 (Committee of Financing Higher Education, The Needs and Nature of Higher Education, 1952, pp. 58~65; cf., Committee,

また、一九五六年一月十二日国会に送った「教育に関する特別教書」をアイゼンハーウィアは、「(大学財政の改善には) 基金 (funds) の増加を必要とする。それは多額であるが、わが国の国民所得に比すれば小額である。……(ただ) これらの基金のどれだけの比率が、高い授業料とか、個人の寄附とか、会社寄附とか、また、地方自治体、州及び聯邦政府などの交付金とかの、利用できる財源で賄われるべきであるかが明瞭でない。……(だから) この点が納得ゆけば、国民は必要な基金を補充する正当な運動計画を支持するであれ」(President's special message on education sent to Congress on January 12, 1956) と結んでいる。この提案で任命された「高等教育に関する大統領委員会」(The President's Committee on Education Beyond Higher Education) の「大統領への第二報告書」の中で「高等教育における大抵の問題を解決する基礎となるものは、必要な財源を賄う充分な財政的手段を利用するかどうかという点である。……アルで測定して大学教育はアメリカにおける主要な企業 (enterprise) である。……押し寄せる学生数の予想と高い訓練をうけた個人を要求するアメリカ経済の激増する需要度とが、更に多くの財政的努力が必要とするに違いないことは疑問の余地もない。経費 (costs) は総計の個人当たりの両面 (both in aggregate and per capita) 増加すると予想される。がしかしながら、

すぐの収入財源が増加するもあれば、予想されぬ」(Second Report to the President, July, 1957, p. 75) と述べてゐる。

11

さわゆる「大学の財政的危機」だと呼称される原因については、ハリス (Harris, ibid, pp. 1~23, 43~50)、大学教育財政委員会 (Committee of Financing Higher Education, The Needs and Nature of Higher Education, 1952, pp. 58~65; cf., Committee, 1951, pp. 1~3) やその他、いずれもそれぞれの角度から探索分析しているが、その詳細はこゝでは省略するとして、その主たるものは等しく戦後における打続ヘインフレーションに認めてゐる。例えは、ハリスが「インフレーションは教育のドルを喰い尽す白蟻である」(ibid, p. 44) とか、また、「価格及び質銀構造における変化は教育の安定性 (educational stability) に対して最大の妨害であった」(ibid, p. 48) といふがじとである。だが、これはアメリカ産業資本主義経済社会の戦後における変貌に、大学財政が震動されている経済的状相 (economic phase)、いわば外貌的な現象であつて、唯に大学機関だけではなく、一般産業会社といふども事情は同様であるといわなければならぬ。ここにハリスが「教育経済学への接近」(Approaches to the Economics of Education) を企てながら、単なる教育的現実の消費経済的観察を一步もでないと私が評する思惟の限界が存するのであつて、この点については彼のみならず、その他の研究も、なぜもつて、インフレーションに震動された大学財政管理が大学教育の本来的な財政構成のバランスを破り、大学

を危機に瀕せしめているのか、という純然たる教育経済学的に本質的な分析を欠いているのである。もちろん、私がこの觀点からみても危機だといわれる現象が、極めてその兆候的現象ではあるが、あらわれている。これらの詳論についてはまた稿を改めて別の機会に発表するであろう。ただこの際、「高等教育に関する大統領委員会」が「大学教育財政」についての勧告十五ヶ条のうち、その第十一番目に「大学は、特に一般公衆を目標として、教育の実際の経費とそれが賄われる方法とをもつと一般公衆に知つてもいいよう、教育及び一般収入財源と費用支出の目的」とし、適切に公示すべし」(Second Report, 1957, pp. 21~4)ことを勧告しているだけは、大学の財政的危機に対する問題が漸く収斂して来た観で、また注目に値するものといえるであろう。

四

かくのいとへ大学教育財政の援助について、大学の側から、また同時に聯邦政府の側から、それぞれの立場で強調せられて、世論を喚起し、ためにその媒体たる社会に關係の場を見いだして來た結果、「会社寄附」(corporate giving or contributions)と称せられるものが、從来の大金持による教育慈善事業(educational philanthropy)とか、個人寄附(individual giving)とか、また、校友寄附(alumni giving)とか等と共に、新しい寄附様式として顯著に抬頭して來たのが一九五一年頃であった。これはもちろん、當時抬頭し始めたP·R理論に刺戟せられて、その技術を巧みに援用して功を奏したものと一見皮相的に觀るひとめであるが、また一面、この経済社会的状相を更

に深く分析すると、アメリカ産業資本主義経済社会における富の蓄積の変動を見逃すこととはできない。すなわち、それは從来の慈善財團などの大口寄附者が減少傾向を示していた反面、「会社の管理する非営利財团」(company-sponsored non-profit foundation)の抬頭といふ新しい財政的現象である(Progress & Problems in Corporate Giving, in "Investor's Reader", No.1, Vol. 1, 25, June 1955, p. 5)。なお、一九五四年に本条例は内国税收入法(Internal Revenue Code となりた)に基いて会社の寄附がどれだけ奨励されたかについてはまた別に詳論する(参考(Nature and Needs of Higher Education, 1952, pp. 168-76 参照))。

一九五一年六月にゼネラル・モータース会社名譽会長A·P·スローン(Alfred P. Sloan, Jr.)が遅くBusiness Must Help Our Colleges)」(Big Business Must Help Our Colleges, Vol. CXXVII, June 2, 1951)と発表し、また同年十一月に「ハーネット」(The Harnett)誌も「実業は大学を援助すべきか」("Should Business Support the College")といふ論評を載せて「会社寄附」の問題をクローズアップさせたが、大学関係者側からのものとしては大学教育財政委員会がその第一回報告たる「大学教育の本質と必要」(Nature and Needs of Higher Education, 1952)の中や「今日の状況では産業こそ教育者たちが目をつけねば、未だに打診されていない最後の財源である」(ibid, p. 176)ことを指摘し、またその第一回報告たる「アメリカ合衆国における大学教育財政」(John D. Millet, Financing Higher Education in the United

States, 1952)の中でもまた、「会社の慈善事業は私的贈与としては比較的新しい要素である……が、将来極めて重要となる」であらう」(ibid, p. 454; cf. pp. 338-9)と記述している。

かくつて、一九五一年頃 (ややや Laid Bell の

"If Corporations Will Give," Atlantic Monthly, Vol. CLXXXI May, 1948. を薦矢と認むべきである

うが) かの雑誌、パンフレット、また単行本で会社寄附の問題、更にこれに繰る「実業と教育との提携」(Industry-Education Cooperation)が、あるいは教育者たちから、あることは実業家や産業人たちかの種々論議され強調された。これに刺戟されてNAM(National Association of Manufacturers)が「NAM教育勧告委員会」の会合を一九五二年一月開催し、数人の指導的教育者を招いて実業家たちと懇談したといふ、教育者も実業家も殆んどが、お互に他を批判するだけの見識も持たないで、過去数年間ドロ試合をして来たことを率直に認め、今後建設的な連絡を保つべと話しえど、「教育にいつわれわれはかく信ずれ」("This We Believe About Education") などハーネットか教育に関する声明書を発表したのが一九五四年で、これに基づいてNAM会頭H·C·マックレラ(=Harold C. Clellan)は「アメリカ産業はわが国の単科及び総合諸大学に利害関係をもつてゐることを充分認めぬ。……単科及び総合諸大学はわが国の安定のため絶対に必要なこととを確信して、産業は援助したいとおもへ」との声明を発表した。

このような、産業人と教育者との相互の理解を深め、提携を緊密にするための合同会議や共同調査があわんこないで頻繁に行われた。その重だつたものとなれば、一九五三年十一月チャサビーク・オハイオ鉄道

会社が主催する産業・大学協議 (Industry-College Conference, by the Chesapeake and Ohio Railway Company)、同様に「P&L & M - 大学教授との共同による「ノネクチカット州における産業と教育の関係の限界、性質及び諸問題の研究」(A Study of the Extent, Nature and Problems of the Relationships between Industry and Education in Connecticut During the First Half of the Twentieth Century) による共同調査、また、一九五五年三月、田中ローレンス大学商学大学院と教育財政援助審議会共同主催の「大学教育に対する会社寄附の会議」(Conference on Corporate Contribution to Higher Education)、等である。

これらの会議や調査を通じて産業人と教育者とが関係の場をもつた、会社寄附を理由でける慈善事業理論 (philosophy of philanthropy) の一派を示すと、「教育者は万人の認める責任と社会的義務の範囲内で学問の自由 (academic freedom) を行使し、それと同じく、実業家は同様の範囲内で経済的自由 (economic freedom) を行使すべき」と社企は要求している (Robert E. Wilson, A Businessman Looks At Higher Education, 1953, p. 6)。換言するに、「実業と教育とは自由を維持するに共同の関心をもつておる、一方がそれを保有しないなど、他方もそれを失うかも知れぬ」(Nature and Needs, 1952, p. 176)、これはアメリカ民主主義の成立する基盤に関する問題である、とするのが主たるものであるが、また例えば、「この一般的な志向的定位点のほか、「教育のための費用支出は実業に高い報酬を生む」("Expenditure for education yields a high return for business.") による実利的理由での会議の主要なものと

なつてゐる。この場合は、ヤネットル・ハムクリック会社 (The General Electric Company)、バーリング

五

ト・産業財團 (The Burlington Industries Foundation)、シールド会社財團 (Shell Companies Foundation, Inc.) などの政策声明書においてあからわめに表明されてしまふ。

このあたりの教育社会学的状相 (phase) を展開して、会社寄附は、従来の個人寄附や校友寄附 (alumni giving) とはベースを異にした、単科及綜合大学援助の新しい方法として抬頭して来た。この点について教育財政援助審議会は、「教育財政援助は会社經營の新しい状相である。それは、わが国の単科及び総合諸大学の自發的財政援助の主動因として統べべき個人寄附 (individual giving) に対して必要な補足であつて、その代替ではない。実業と国家とはますます大学教育を受けた男女に期待を託し、単科及び綜合諸大学の責任、使命や必要が高まつて行くから、教育援助の重要さが増して来る。……教育財政援助は単なるパブリック・リレーションズではない。——また、単なる産業関係でも、消費者関係でも、共同社会 (community) 関係でもない。それは将来への投資 (investment) であつて、慈善事業ではない。この考え方、アメリカ流の生活方式 (American way of life) の基盤としての企業の自由 (freedom of enterprise) とか、科学的方法とか、教育とかに永劫の価値を認めめる会社市民 (corporate citizenship) たる責任の一つである。ところは、「慣習法では、会社の寄附は、それが直接会社に利益をもたらす場合に限り、適当な基金の支出として重役会で認められる」(Millet, ibid, p. 455) からだ。この危惧が会社寄附の展開を当初比較的の低調なふしめた重な原因となり、ために、その合法性を決するのに相当な期間を要したのであつたが、たまたまこの問題に関連して一九五三年に「A·P·ス

ペリード社の「会社寄附」は、「この通りの通り、今や「一つの事実」 (Millet, ibid, p. 455) となつて来たのであるが、さて、この具体的な問題となると、まず、大学側からみて、「大学教育にもつと基金を寄附するより会社に呼びかけるにはどうすればよいのか」とか、「会社はどれだけの額を、またどんな援助を与えてくれると期待してよいのか」というような根本的な疑問があり (cf. Millet, ibid, p. 454)、やがてこれが会社側からすれば、「原則的には (in principle) やはり会社の政策を具現する最善の方法がはつきりしない」 (Council of FAE, ibid, p. 2) という困難な問題に逢着する。

この点で、「会社の大学教育援助を普及させることがたり主要な障害が川つねつた」 (Nature and Needs, p. 174; cf. Charles Dollard, Financial Support for Higher Education, in "Higher Education for American Society," 1949, pp. 97~9)。その第一は、会社がその収益をもつて大学を援助するといふことが会社の設立目的に合するかどうかといふ、その合法性に關するものである。ところは、「慣習法では、会社の寄附は、それが直接会社に利益をもたらす場合に限り、適当な基金の支出として重役会で認められる」 (Millet, ibid, p. 455) からだ。この危惧が会社寄附の展開を当初比較的の低調なふしめた重な原因となり、ために、その合法性を決するのに相当な期間を要したのであつたが、たまたまこの問題に関連して一九五三年に「A·P·ス

ペリード社の「会社対バロウその他」の係争問題 (98 A 2d 581) がニュージャージー (New Jersey) 州で起

立た。これはスミス製造会社の重役がプリンストン大学(Princeton University)に「一般目的のための無条件寄附」(unrestricted gift for general purposes)を行つたのに對して株主たちが違法なりとして訴訟した事件である。その詳細(告訴文や判決文など)は省略し、またその法律的解釈は専門家に譲ることにして、こでは会社寄附を是認する判決の示す根本思想の一端を紹介してみよう。ニュージャージイ高等裁判所判事スタンインは「自由企業(free enterprise)と民主政治の制度に対する尊敬と固守とを打ち立て、また続けで打ち立てて行くことが、わが国の会社に最大の利益(benefit)をもたらす所以であるとおもひ、ところのはそのいづれをも著しく損傷するならば、あるいはすべての会社企業の破壊を招くかも知れない。この論点に関しては、アメリカの総合大学または単科大学の成長とサーキュラリズムとを援助するか、もしくは促進するところが、おそらくこの国のすべての会社にもたらす直接の利益を欠かさない所以である」(Decision of the Superior Court)と述べ、やがて、ニュージャージイ最高裁判所長ヤコブスは、前記判決の主旨を確認して、「本件は慣習法原則に基き会社がもつ暗黙の附帯的権限の合法的行使であると認める。自由にして活発な独立しない学術機関(non-governmental institutions of learning)はわが国の民主主義と自由企業制度とを育てる源泉であり、妥当な範囲内でのよそのような寄附をする会社権限を剥奪するならば、著しくそれら学術機関の存続を危殆に陥り入れるであら」(Decision of the Supreme Court of New Jersey, 1953)といふ。また、アメリカの文化と社会とに貢献して來た私立大学の業績を讃えて、「アメリカの資本主義と自由企業とはその存続を私立大学の存在に負うている」

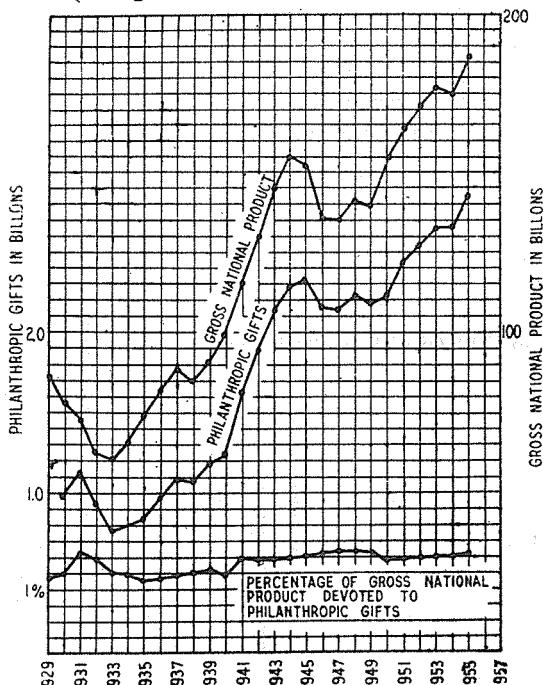
(ibid) もおで極めてゐる。このようにしてこの問題に關し、各州でも「ある条件の下で、慈善的または一般的福祉の目的のため寄附することを会社に許可する」明言する法令を採用する」ようになり、これらの法令のうち「特に教育援助の会社寄附を正当だと認めて「合法」ものが目立てて來てゐる (cf. Irving S. Olds, Legal Aspects of A Corporate Gift in Support of Higher Education, 1954, p. 9 など)。

一庵、かくして「会社寄附は不法 (illegal)」だと云う問題は落着したものの、それでもなお、「前後転倒だ (preposterous)」とか、あるいは「社会主义的だ (socialistic)」との批判が行われ (Wilson Compton, Corporate Support, 1955, p. 142, in "The Annals of the American Academy of Political and Social Science")、ために会社としては株主からの異議を申し立てられないかという心配が絶えないので、その結果、ある会社では未だにその寄附活動について詳細な報告を拒否しているところもあれば、また、その寄附が会社や株主に利益をもたらすことを注意深く約款に規定しているものもある。例えば、インタナショナル・ハヴェスター会社 (International Harvester) では「本公司のいかなる単位によつてなされるいかなる寄附といえども株主の金 (money) であるから、それに対する十分な理由を示すことの重要であることが銘記されなければならない。だから、すべての寄附要請に適用されるべき第一のテストは、それは直接または間接に会社に利益をもたらすか、という点である。もし、利益をもたらすことが証明され得ないならば、寄附を行つてはいけない」、といふような政策を表明してゐるがじときである (cf. Investor's Reader, June 1955, p. 4)。だが、大抵の会社は極めて賢明に株主の諒解を行

得ている。例えば、インディアナのスタンダード石油会社では西部の諸大学に十五万ドル寄附した際、社長自ら十二万の株主に手紙で詳細を報告したところ、六ヶ月後に唯一人異議を申立てただけであった(ibid)。

次ぎに、会社寄附の障害となつた第二の点は、当初「多くの会社が政策として慈善的責任 (philanthropic responsibilities) を引受けけるのを躊躇した」ことである (Nature and Needs, p. 175)。これは尤もなことで、会社重役がそのような寄附をして、会社はもぢろん株主に充分な「報酬」 (adequate "return") があるかどうかということは重要な関心事たるからである。勿論、その「報酬が速かに配当される必要はない」。また、「ドルやセントですらある必要はない」、いふならば、「社会の善意 (community good-will) とか、雇用者たちに機会を多くしたり、若い人々のため教育施設を改善したり、さらにまた、実業企業の自由を守る一般的の風潮を維持する」という形であればよいであろう」。「誰も大学が利潤追求 (profit-making) の機関だとは期待していない。(たゞ) その成果がそのままの生産品の質、すなわち、卒業生で測定される」限り、教育成果を擧げることを期待している。この点については、ニュージャージー最高裁判所判決が賞讃した通り、「アメリカの單科及び綜合諸大学は、アメリカの経済的自由と政治的自由との柱石 (corner stone) であり、経営とか、職業的及び技術的技能の欠くべからざる源泉であつて、これなくしては、実業をそれが本體が繁栄することができない」ことを実業家たちは一般に熟知しているし、また、会社寄附の動向を機に再認識するにいたつていふ (Compton, Alumni Fund Raising and Corporate Gifts, 1954, p. 2 参照)。然しあた、その報酬があると露骨にいつてゐるのはバーリー

**Comparison of Total of Philanthropic Giving
to Gross National Product**
(All figures are reduced to 1939 dollars)



Note : Gross National Product measures the Nation's output of goods and services in terms of its market value.

註) 本表は Leslie Cookenboo, Jr. (Associate Prof. of Economics, The Rice Institute), The Future of Private Giving in the United States to 1975, in "PRIDE", October 1957. による。

FIGURES ON CORPORATION GIVING
1953 Contributions To All Causes By Major Industrial Groups

| Industrial Group | Number of corporations | Net profit (millions) | Contributions | | |
|--|------------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|------------------------|
| | | | Amount (thousands) | Per cent of total | per cent of net profit |
| Total | 697,975 | 39,751 | 494,517 | 100.0 | 1.24 |
| Agriculture, Forestry and Fishery | 9,405 | 112 | 922 | 0.2 | 0.82 |
| Mining and Quarrying | 9,147 | 917 | 5,953 | 1.2 | 0.65 |
| Construction | 34,866 | 514 | 10,831 | 2.2 | 2.11 |
| Manufacturing | 121,086 | 21,428 | 327,575 | 66.3 | 1.53 |
| Public Utilities | 29,937 | 5,038 | 28,729 | 5.8 | 0.57 |
| Trade | 228,360 | 3,934 | 65,947 | 13.3 | 1.68 |
| Finance, Insurance, Real Estate and Lessors of Real Property | 195,207 | 7,207 | 44,023 | 8.9 | 0.61 |
| Services | 63,517 | 609 | 10,465 | 2.1 | 1.72 |
| Not allocatable | 6,430 | 6 | 72 | 0.0 | — |

SOURCE : "Statistics of Income for 1953.", Part 2, Preliminary Report, U. S. Treasury Department, Washington, 1956, pp. 6-11.

Addition discrepancies are due to rounding.

註) Council for Financial Aid to Education, Information Bulletin, March 1957, p. 2.

ハーバード産業財團 (The Burlington Industries Foundation) ド、やなわい、「教育への費用支出は実業に高い報酬を生む。充分な教育をうけた人々は更に多くが生産し、また消費する。彼また彼女は、仕事に、家庭に、投票場に、あることは市場に、賢明な決心をすれど」と述べてゐる (John A. Pollard, There's More Than One Way to Help a College, 1956, p. 6)。

かくして会社寄附の慈善事業理論の形成されるにつれてこの障害は次第に除去されるにいたつた。すなわち、「今日の問題は産業が大学教育を援助すべきかどうか (Whether) ではない。」の問題は極めて肯定的

なべ、「どれだけ多く (how much) の援助を産業は贈るべからずか」という問題が残つてゐる」 (ibid) もつてゐる。この金額の問題は、大学の側からいえば、「会社はどれだけの額を援助してくれると期待してよいか」といふことで、これについてミレエは「合衆国には事業会社が約五〇万あると見積られている。それらはわが国民所得の少くとも五〇%を扱つてゐる。会

六

従つて、ワシントンは「かどうか」 (whether) ではなく、「どれだけ多く (how much)

社は寄附を然るべき所に向ける戦略的代理機関 (strategic agencies) である。会社の総収入は約三千万が四千万の被傭者たちに広く配当されている。納税済後の利潤は少くとも五百萬の株主たちの手許に行く。かく

して会社の利益金は何百万の個人に行き亘る。大学が大集団を基礎として寄附を求むれば、その成果と金額とは事実拡張されるであろう」(Millet, *Ibid*, 1952, p.

1953 Contributions Rates of Some Large Corporations

Based on reports from 298 national manufacturing corporations

| Number of Corporations | Assets Class (thousands) | Current (1953) Annual Contributions in per cent of net taxable income | | Per cent of total Contributions to Education |
|------------------------|--------------------------|---|--------------|--|
| | | For all purposes | To education | |
| 14 | Under \$10,000 | 2.87 | 0.66 | 23 |
| 101 | 10,000 under 25,000 | 2.62 | 0.88 | 15 |
| 59 | 25,000 under 50,000 | 1.95 | 0.52 | 27 |
| 48 | 50,000 under 100,000 | 1.67 | 0.33 | 19 |
| 76 | 100,000 and over | 1.41 | 0.36 | 26 |

註) Council for Financial Aid to Education, aids to CORPORATE SUPPORT OF HIGHER EDUCATION, 1955, pp. 22-3.

National Income by Distributive Shares

(Millions of dollars)

| | 1953 | 1954 | 1955 |
|-----------------------------|--------|--------|--------|
| Corp. prof., inv. val. adj. | 36,042 | 32,889 | 40,928 |
| Corp. profits before tax | 37,039 | 32,203 | 42,666 |
| Corp. profits tax liability | 20,304 | 16,775 | 21,533 |
| Corp. profits after tax | 16,735 | 16,428 | 21,133 |
| Dividends | 9,310 | 10,045 | 11,218 |
| Undistributed profits | 7,425 | 6,383 | 9,915 |
| Inventory valuation adj. | -997 | -314 | -1,738 |

註) 本表は The World Almanac 1957, by The New York World-Telegram, p. 760 より抜萃引用したものである。

458) じ、いわば取らぬ狸の革算用をしている。また、私立大学の経営を可なり良好にするには「一ヵ年に三億五千万ドル」を必要とすると明確な数字を挙げて、これは「一九五四年における納税しない前の純収入の一%に相当し」「利潤の五%」であると指摘している。このやうな (Graduate School of Business, Columbia University & Council for Financial Aid to Education, Inc., Summary Report of Conference on Corporate Contributions to Higher Education, 1955, p. 14 参照)。だが、会社の側からいへば、寄附金額について、(1)その法的諸制限、(2)それを利潤に結びつけるか、または広告のような費目として取扱うか、(3)それ

458) じ、いわば取らぬ狸の革算用をしている。また、私立大学の経営を可なり良好にするには「一ヵ年に三億五千万ドル」を必要とすると明確な数字を挙げて、これは「一九五四年における納税しない前の純収入の一%に相当し」「利潤の五%」であると指摘している。このやうな (Graduate School of Business, Columbia University & Council for Financial Aid to Education, Inc., Summary Report of Conference on Corporate Contributions to Higher Education, 1955, p. 14 参照)。だが、会社の側からいへば、寄附金額について、(1)その法的諸制限、(2)それを利潤に結びつけるか、または広告のような費目として取扱うか、(3)それ

金額 (how much) の問題は、マネーも大学教育財政委員会なども指摘する通り、今日のアメリカの資本主義経済からみて、さほど驚くに足らないものであろうが、それを最も有効に、また一般社会に役立つようになるにはむづかしいだろうか、といふ問題に逢着して來るのは当然であろう。

一九五六頃から、会社側としては、「『どれだけ ("How much?") 寄附すべきか』もさういふよりも寧ろ、『どのへんに風景』 ("How?")、また『何のために』 ("For what?")、やへど『どの大学機関に』 ("To which institutions?")』 じうことが問題となつて來てゐる (Council for Financial Aid to Education, Inc., Management in doing A Job, 1956, p. 1)。この点はワタシも「今日では産業会社の重要な問題は教育へ会社はどういう風に (how) 寄附すればよいか」ということである」といつてゐる (Worthy, *Ibid*, p. 13)。われば、大学教育財政委員会も会社寄附の障害となる「第三の問題は方法 (Method) の問題である」と、しかも最も重要な点として、指摘するのである (Nature and Needs, p. 175)。

だが、従来会社がどういう風に寄附しているかの実情を顧るに、大学を「選択する基礎は単に会社首脳者の個人的な利害、例えば、自分の母校 (alma mater)

を年年予算に組むか、それとも長期の付託事項とするか、(4)どの範囲まで税金を考慮すべきか、等が一応問題となるであろうが、兎も角、それでも諸会社では、大学教育のみならず、他の方面にも相当な金額を寄附していることは、掲載の図・表で知られるであろう。

であるとか、息子が行っている学校とか、あるいは自分が理事になつてている大学だとか、ということである。少くとも会社に徹底した計画がない場合には、おそらく最も屢々、受益者の選択は主として、どの大学の学長が最も説得がうまく、また最も根気がよいかということだけで定まつてゐる」(Worthy, *ibid.*, p. 16)。において、「一長一短をもちらながら、様々 (diversity) な様相を示してゐる。例えば、コムプトンのいうところによると、「良好なまたは優秀な大学だけが援助するに値するが、大学の中には存在する値打のないものもあれば、それらに財政的援助をしても比較的非生産的 (unproductive) だという見解をもつてゐるものもあり、また一方では、大学の中には、今日さほど注目されないが、優秀になる素地をもつてゐるところも多いし、却つてそれらが屢々他の大学では拒否されるような若い人々に教育の機会を与えているから、いわゆる「持たない」大学を改良するため援助する」(ibid.) ルは比較的大きな報酬 (returns) をもたらすと考えてゐる人々もある」(Compton, *aids to Corporate Support*, p. 2)。これは大学のいわゆる社会的信用または評価を基とした、極めて漠然たる選択基準に依るものであるが、設立主体为重点を置くものでは、「税金で貪われているすなわち、公立の)学校ではその財政的必要を充す道があるから、私立大学だけを援助するものがあり、また他方では、州立や市立の大学では絶えず改良のため努力しており、数年以内に公共基金で賄える範囲を越えて教育施設を拡充するとみて、これらだけを援助する人々がある」(ibid.)。おふに、大学の種類を自安とするものでは、「四年制の単科及び

総合諸大学だけを援助するものもあれば、ジョンニア・カレッジ、コミュニティ・カレッジ（Community colleges）や専門学校の在学生が増加することを見越して、援助する人々もある」（ibid）。この後者の点を特に選ぶのは、これらが「大学教育における経済と彈力性（economy and flexibility）と」を効果的に発揮し得るからだとするが、これもうなづかれる一理をついている。因みにまた、現在援助をしている会社では、どの種類の大学教育機関に寄附しているかの一例を左に示そつ。

| | |
|-------------------------------|-----|
| To technical schools | 73% |
| To private universities | 72% |
| To liberal arts colleges | 71% |
| To other professional schools | 52% |
| To state universities | 37% |
| To junior colleges | 15% |

註) W. Compton, Corporation
Support, 1955, p. 143. による。

たがつていぬ (Management in doing A Job, p. 1) のがおそらく実状である。これに対し、教育財政援助審議会では、最も申し分のない選択方法としては、(1)の三つの外考えられないとして、「(1)寄附者たる会社自身が研究した後、またおそらく訪問した後選択すること、(2)寄附者たる会社の関心をもつて分野とか、公表された目的及び教育援助政策に精通している公平な専門家（または優れた教育顧問または助言者）の委員会による推薦、(3)自動的に受益者を選択する方法を講ずる財政援助の独立管理 (self-administering) 形式の利用」などを挙げ、「これららの方法のすべてが広く考慮されていぬ」と述べてゐる (Aids to Corporate Support, 1955, p. 8 参照)。これとても極めて一般的抽象的な、いわば「いかに選択するか」 (How to select) と云う選択の方法 (methods or means) の問題であつて、「何を基準に選択するか」という選択の原理 (Principles) については何を答えてはいなし。

これらはいずれも長所をもつていてながらも、共に主觀的な色彩を脱しきれないものを基準としている感を払拭し得ないのであって、アメリカの大学機関が数とか、種類とか、財政構成とか、教育方針等に極めて多样性（diversity）を示している実情に鑑み、「会社寄附のスケールや大学の要求度が今日ほど莫大となつて来ては、もつと合理的で客觀的な基準が強く必要とされる」（Worthy, ibid. p. 16）のである。だから、「会社ではどういう基準（criteria）で寄附すべきかを知り

元來、方法 (method, *μέθοδος*) とは、周知の通り、「後に従つ」 (*μετά*) 「途」 (*ὁδός*) であり、途が後に従うものは、原理とか、基準とかであつてみれば、いわゆる客観的合理的なものを予想して初めて方法が考えられ、成立する。だから、大学教育財政委員会が会社寄附の第三の障害を、「方法の問題」として挙げるのは、選択の客観的基準を含めてのことであっても、客観的基準とは選択の原理の問題である。さて、その客観的基準の問題であるが、普通先ず第一に考えられる基準は、いわゆる「教育の質」 (quality)

of education) である。ところが、「教育の質」は、わざとみたところ、誰でも尤もしく考えるものであるが、それでは「教育の質」とはどうなことか、さらには進んで「教育の質」を評価・判定する基準は一体何であるかを問わなければならない。とすれば、これは一種の *progressus in infinitum* であつて、「教育の権威者たちと雖も、学校の判定をするのを嫌う」といわれる程、実際には極めて困難を伴うのである。「教育の質」がいわゆる「世評の如何」という程の意味であれば、基準とするに足らないこと勿論であつて、元來、世評そのものが「教育の質」についてどこまで真実を語つているかが疑問である。そこで、「教育の質」について、外貌的にもせよ、客観的基準を与えるものについては、「公認の大学設置機関 (accrediting agencies) の与える形式的な資格認定証」(Worthy, ibid, p. 17) である。これについてワシントンは、「資格を認定された単科及び総合諸大学が一千もあるのだから、会社寄附の目安とするにはあまりにも不正確である。認定された学校の間ですら教育の質について非常に広い範囲の偏差があると世間ではみているから、もしもその筋の専門家がこの根拠で判定するのを拒絶するとすれば、実業は大学を判定する資格があるのか」と述べ、かの彼自らはシアーズ・ロウバック (Sears, Roebuck and Co.) 会社副社長兼シアーズ・ロウバック財團理事という純然たる実業家の立場にありながら、「されば、実業は一種の『超資格認定』("super-accrediting") 機関だと誇示するにやれわしいだらうか。私は唯この際、大学側で同じように実業機関を分類わけしようとすれば、実業と雖も憤り(resentment)を感じるだらう、といつて置きたい」(ibid) と極めて公平な意見を披瀝している。元來、評価するもの

「絶対」とする必要はない。評価されるものの側からいえば、評価するものこそ先ず評価されなければならない理で、これは猿の尻笑いである。だから、「実業家が、その会社寄附にあたり、教育の質が比較的優秀だと自分自身で見積ったところを基礎として大学を選択する場合には、極めて不正確な根拠で冒険を犯すことなり、また殆んど防禦することのできない批判に自らを晒すことになるであろう」(ibid, p. 18)。

客觀的基準として「教育の質」を選ぶことは、かくのひとく原理的にも、また実際的にも、極めて困難であるといつてよい。少くとも実業家は実業家としての立場からみて、妥当だと認められる目度に基準を求め、しかもそれを一般的客觀的たらしめなければなるまい。かかる基準の一つは、「大学がその財政問題を現実的にまた効果的に (realistically and effectively) 取扱つてることを示す証拠である」(ibid)。これこそ実業自身の専門分野であり、その財務的判断は一応公正妥当と認められてよい。だから、「学校がその流动財源を節約して使つてゐるか、あるいはまた、その必要とする追加財源を動かすため知性と精力とを尽してゐるか、といふ点を重要視する」(ibid) 会社が増えている。これについてワシントンは、「学校と最も密接な個人的繋りをもつ人々、すなわち、学校から最も多くの利益をうけた人々が、あまり乗気のしない、どちらかといえれば冷淡な (lukewarm or half-hearted) 風にしか学校を支持しないとすれば、何故実業が負担の大部 分を引受けよう期待されなければならないのだろうか。実際的に、また公平にいつて、学校は現在受けているよりも遙かに多く援助の分前を校友に期待すべきである。この分前が現在よりも多くないとすれば、その責任の大部 分は学校自身にある。校友に大学の将来の必要に応ずる財政的責任感を充分植え付けることに失敗している学校が殆んどである」(Worthy, Planning, pp. 18-9) といつてゐるが、寄附者たる会社側からすれば一応理のあるところであろう。ところが、大学側では、大学教育財政委員会のいふとおり、「校友は正に潜在的 (potential) な収入源だとみなされではならぬ」(Nature and Needs, p. 167) と考

Cleveland Plain Dealer, Press and News 誌の廣告面

に「フェン大学一九五四～五五年次報告」を載せて、収支を明示する営業報告書 (operating statement) を公表しているがごとき、その顯著な一例であらう。さて、財政的処置に知性と精力とを大学が尽しているかという問題になると、財政の効果的運営もさるにとながら、大学内部及びその周辺における収入源を十分確保しているかということになる。これには、基金蓄積、投資とか、また授業料等が考えられるであらうが、寄附という観点からみて、注目されるのは、「学校がその校友 (alumni) の支持を強化するため尽してゐる努力」如何の点である。会社の中には、「校友及びその他の構成員が實質的に援助している単科及び総合諸大学だけを援助する」(Council, aids, p. 3) ものもあつて、この点を特別重要視する会社が増えて来ている。これについてワシントンは、「学校と最も密接な個人的繋りをもつ人々、すなわち、学校から最も多くの利益をうけた人々が、あまり乗気のしない、どちらかといえれば冷淡な (lukewarm or half-hearted) 風にしか学校を支持しないとすれば、何故実業が負担の大部 分を引受けよう期待されなければならないのだろうか。実際的に、また公平にいつて、学校は現在受けているよりも遙かに多く援助の分前を校友に期待すべきである。この分前が現在よりも多くないとすれば、その責任の大部 分は学校自身にある。校友に大学の将来の必要に応ずる財政的責任感を充分植え付けることに失敗している学校が殆んどである」(Worthy, Planning, pp. 18-9) といつてゐるが、寄附者たる会社側からすれば一応理のあるところであろう。ところが、大学側では、大学教育財政委員会のいふとおり、「校友は正に潜在的 (potential) な収入源だとみなされではならぬ」(Nature and Needs, p. 167) と考

えているのであらうが、これも一応尤もながら、前教官の援助審議会長コムptonが「私もよく承知しているが、大学の学長や行政家中には校友基金募集（alumni fund raising）活動に積極的な関心をもつてゐるものもある。彼等はそれを実際小さいこぼれ（small pickings）に過ぎないとおもつてゐる。といふのは組織的な常習的校友寄附は——たとい比較的小額であつても——他の更に多額の寄附を鼓舞する手段たることが屢々ある。校友基金を単に校友活動の資金を調達する手段とのみ考えて、大学自身を援助する財源とみない誤りを犯してゐる大学が相当ある」（Compton, Alumni Fund Raising, p. 2）と警告している

されば、これら客観的基準とされるものは、原理的に、あるいは実際的に、それぞれ一長一短を示しているから、言葉の眞の意味における客観的妥当性をもつて基準とするに足るものを見定めることは極めて困難であるといつてよいであろう。だがしかし選択の問題を集約してみると、コムptonの指摘する通り、「大学は自活する（help themselves）ためどんなことをしているか」ということである。この意味するところは、大学はその教育プログラムを——かくにその事業経営をもまた、『眼を四角にして』（“squarely in the eye”）、眞面目に審視しているのか、大学は、地域社会を含む、その直接の構成体の援助を求めていけるか、大学はその教師たちにどんなことをし、またすべて設けられてから既に六十有余年を経過した一九五〇年においてすら、僅かに二五〇校だけに過ぎないといふ現状をみては、「会社側が援助しようとする学校の選択にあたり、かかる努力の如何という証明が考慮の主要な対象となる」のは一応無理からぬところで、あるいは、ワシントンのいうごとく、「実業家が公明清大に使用でき、将来もつと一般的に用いられるようにお

もわれる、確實な（sound）」（Worthy, ibid, p. 19）合理的客観的基準の一つたるを失はないであらう。されば、コムptonすらも「校友の関心と校友寄附とを動員する仕事は、安易な仕事でもなければ、また機械的な仕事でもない。といつてまた速かに実施されるものでもない。だがしかし、それは必要な仕事だ——少くとも大学自身の構成員以外に実業会社などの関心と財政的援助とを得ようとする単科及び総合諸大学にとっては必要である」（Compton, ibid, p. 2）と、嘗つて大学長たりし経験に鑑みつゝ、実業家の言い分を一応認めている。

また、本稿は拙稿「大学と大学教育政策の行方」の（その十四）をなすものである。なお、本シリーズの（その九）と（その十一）、すなわち、「教育費用分析の展開過程——教育経済学研究の一齣」（一）と（二）は昨年秋から東京大学教育学部において、教育財政のゼミナールに、テキストとして読まれた。

（追記）会社寄附といつても、大学財政との費目に寄附されることが効果的であるのか、等の教育経済学的分析と、いわゆる「基金募集連盟」（Fund Raising Association）の動向については、後篇において論ずるであろう。

昭和三十四年度文部省所管予算額のうち、私大関係の分は左の通りである（単位千円）。

| 私大関係国家予算額 | | |
|---------------|-------------|-----------|
| 私立大学研究設備助成補助金 | 私立大学理科特別助成金 | |
| 三十一年補助額 | 五万一千 | 一九六、五〇〇 |
| 三十四年度要求額度 | 四、〇五〇、〇〇〇 | 六、八五〇、五三三 |
| 三十四年度文部省要求額度 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、七七一、五五 |
| 大蔵省第一次査定額 | 一五、〇五〇 | 一四、〇五五 |

昭和三十三年度卒業論文題名(2)

文 學 部

新聞学科

廣告媒体としての商業ラジオとテレビ
の現状と将来

テレビ、ラジオが社会的現代のマス、
コミュニケーションとして、他の媒体
とどのような関係にあるか

マス、コミュニケーションに於ける
コミュニケーションとその役割

マス、コミュニケーションとその役割
の現状と将来

計三

井阪

新聞

文

報道

新聞

性

白井

志朗

13

週間雑誌と世論調査統計より考察し

社会生活に影響するマス、コミュニケーションとその役割

倉田 和明

スポーツ新聞の存在価値

栗山 功

小枝 善夫

高坂 穎泰

岡本 敏次

岡山 武司

岡野 行雄

岡林 徹郎

河野 俊伸

小塩 正人

小島 二郎

小林 宏

新井 豊治郎

佐々木義寛

佐藤 光一

齊藤豊治郎

佐野 晃路

佐野 修

佐野 亮一

清水 孝司

下道 住明

秀野 敏雄

島津 鮎一

庄田 一雄

岡田

隆文

文

報道

新聞

性

白井

志朗

13



校友会バツジ

校

友

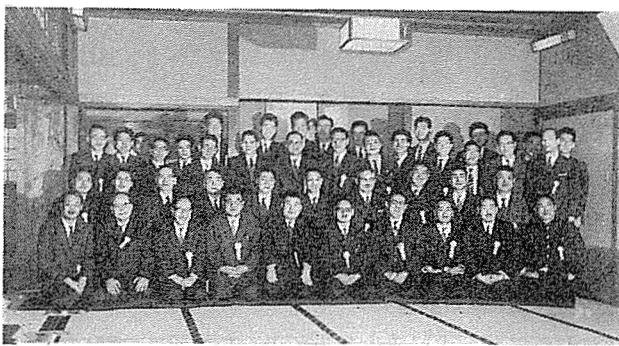
校友会の動き

一月

- 十日 近鉄関大支部発会式
 十四日 広報部会
 十五日 伊丹支部総会
 十五日 住吉支部役員会
 二十五日 河内長野支部発会式
 二十九日 大正支部総会
 三十日 部長会
 三十日 旭支部役員会

決定役員会

| | |
|-------|-------|
| 名譽支部長 | 三好 萬次 |
| 支部長 | 中沢 俊雄 |
| 幹事長 | 田中 正春 |

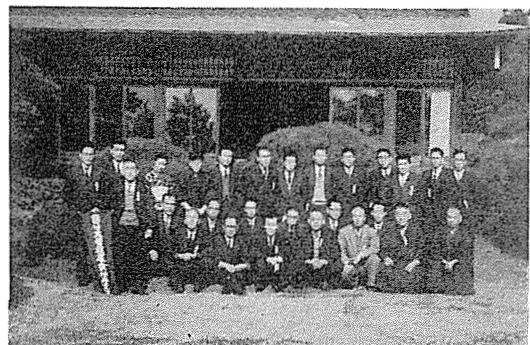


伊丹支部総会

伊丹支部では一月十五日に伊丹観光ホテルで春季総会を開催。テルで春季総会を開催。

会は田口副支部長の開会の辞で始まり、つづいて深川支部長が挨拶ならびに支部状況や母校の近況を報告した。議事に入つて会計、事業報告を承認、記念撮影をして新年宴会に移つた。乾杯ののち、和氣あいあいのうちに歓談がつづき、最後に一同で学歌を斉唱、安井栄三氏の発声で母校と伊丹支部の発展を祈つて万才を三唱、午後四時散会した。(右写真)

住吉支部では一月十五日住吉公園「広



旭支部役員会

校友会では一月三十日正午から清交社で部長会を開いた。

席上、関大会館建設委員増員の件につき検討、また新卒業生に入会を勧奨するための方策などにつき審議した。

旭支部では一月三十日午後七時から、支部役員会を開いた。席上、高速道路干里山学園内通過問題について大学当局、反対本部、校友会本部から事情をきくため二月二十六日午後六時半から桜宮会館で総会を開くことを決めた。

なお当日次のとおり役員を決定した。

名譽支部長 高井真治
 副支部長 浅田繁太郎、倉知修、瀬戸藤太郎、丸山喜三造
 幹事長 寺西武
 副支部長 安橋貞雄、東浦栄一
 幹事長 吉田泰高

「田家」で支部役員会を開催。

木下支部長が挨拶したあと、千里山学園内を名神高速度道路が通過する問題について検討した結果、住吉支部としても貫通反対を決議し、その決議を総会の決議とともに決定したほか、終身会費納付の推進、未連絡会員の住所を把握することを決め、支部総会を四月頃開くよう準備を進めることになった。

た。櫻本副会長、門上組織部長も校友会の現状と将来について説明した。
 このあと近鉄取締役会長三好万次氏から挨拶があつた。

記念写真撮影後、会員の自己紹介を皮切りに歓談、九時すぎに櫻本副会長の发声で万才を三唱して、学歌を斉唱し閉会した。なお本部事務所は天王寺区上本町六・近鉄本社内におかれれる。(左写真)

昭和34年度 關西大學入学試験概要

| 学部 | (一部) 法学部 { 法律学科 } 400名 | (二部) 政治学科 300名 | (出願期間及び試験日) | 出願期間 | 試験日 |
|------|--------------------------|----------------|--|-------|-------|
| 経済学部 | 400名 | 300名 | 地方試験 (高松、福岡、広島、金沢、名古屋各地) | | |
| 文学部 | 300名 | 150名 | (一部全学部) 昭和34年1月19日～2月18日 2月24日 | 2月21日 | 2月24日 |
| 商学部 | 400名 | 150名 | 経済学部… | 2月23日 | 2月25日 |
| 工学部 | 320名 | | 法学部… | 2月24日 | 2月26日 |
| | | | 商学部… | 2月25日 | 2月27日 |
| | | | 文学部… | 2月26日 | 2月28日 |
| | | | (試験科目) 法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学(簿記) (二科目選択) | | |
| | | | 工学部…理科(物理、化学の中一科目)、英語、数学 | | |
| 大学院 | | | | | |
| 博士課程 | 法学研究科 { 公法専攻 } 10名 | { 私法専攻 } | (出願期間) | | |
| | 文学研究科 { 国文学専攻 } 4名 | { 哲学専攻 } | 昭和34年3月2日～3月23日 | | |
| | 経済学研究科 { 金融経済・経済史専攻 } 3名 | | (試験日) | | |
| 修士課程 | 法学研究科 { 公法専攻 } 60名 | { 私法専攻 } | 昭和34年3月26日、27日 (2日間) | | |
| | 文学研究科 { 英文学専攻 } 60名 | { 国文学専攻 } | (試験科目) | | |
| | | { 哲学専攻 } | 博士課程…主論文、副論文、外国语 | | |
| | | { 日本史学専攻 } | 修士課程…論文、外国语 | | |
| | 経済学研究科 { 経済学専攻 } 50名 | | | | |

なお、詳細については「昭和34年度關西大學學生募集要項」を参照され度い。

關西大學東西學術研究所員

壺井義正編

關西大學泊園文庫藏書書目

第二編

A5判
二八〇頁
布クロース上製

大阪の庶民学苑を築いた藤沢東暎、南岳、黃鵠、黃坡先生と三世四代相繼
がれた泊園書院の藏書を黄坡元本学名譽教授故藤沢章二郎先生が長年の縁を
以て本学に寄贈せられたが、本書はその貴重な藏書書目の第二編である。

なお、第一編は目下印刷過程中である。

| | | |
|---------------|----------------|-----|
| 第五四三二一卷二 | 第一〇九八七六五四三二一卷一 | 地理類 |
| 伝記類 | 経部 | |
| 詔令奏議類 | 諸經類 | |
| 載史類 | 孝經類 | |
| 諸史類 | 春秋類 | |
| 正史類 | 四書類 | |
| 史部 | 禮詩類 | |
| 小学類 | 書類 | |
| 諸經總義類 | 易類 | |
| | 諸經類 | |
| | 經部 | |
| 刊行取扱行 | | |
| 關西大學 | | |
| 出版社 | | |
| 大阪市大淀区長柄中通二丁目 | | |